平成２５年（フ）第７９号
兵庫県宝塚市高司１丁目７番17号
債務者　石川　　亘
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第２７８号
兵庫県尼崎市南清水36番１―223号
債務者　貫洞　康浩
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２９０号
兵庫県尼崎市立花町１丁目９番23号　ソシエ立花504
債務者　太田　陽子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３１３号
兵庫県西宮市上甲子園４丁目３番21―502号
債務者　多司馬　薫
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２９号
愛媛県宇和島市長堀３丁目10番17号　二宮住宅６号
債務者　中川　研介
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第３２号
福岡県直方市大字上新入1624番地９
債務者　泰藤　翔平
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第６７号
宮崎県日向市大字財光寺1299番地10
債務者　松浦　ケサ
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１８６号
沖縄県那覇市松川３丁目18番35号　フラッツ松川205
債務者　久場　里真
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第４９号
宮城県栗原市一迫真坂字清水町田２番地22
債務者　佐々木鈴江
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第２６０号
千葉県松戸市胡録台232番地　第一山野荘102号
債務者　谷口　憲嗣
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２６１号
千葉県松戸市金ケ作276―28　介護老人保健施設東京オリーブ苑内、住民票上の住所千葉県松戸市常盤平４丁目15番地　常盤平公団住宅Ｅ街区46棟203号
債務者　横塚　清治
法定代理人成年後見人　横塚　弘子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２６４号
千葉県野田市山崎2637番地の１　東和リバーサイド野田302号
債務者　古川　芳子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２６６号
千葉県松戸市小金きよしケ丘１丁目１番地の２　大島レジデンス北小金802号
債務者　平野　昌美
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２８３号
千葉県柏市大津ケ丘１丁目30番地11　ベルハイツＢ―202号
債務者　上野山登志子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２９２号
千葉県柏市柏279番地26　ＭＧハウス102号
債務者　梅野　　嘉
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３０号
石川県加賀市湖城町２丁目275番地　雇用促進住宅１号棟205号
債務者　橋本水産こと　橋本　勝広
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第４５号
石川県小松市西軽海町１丁目65番地
債務者　北村　昭子
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
金沢地方裁判所小松支部